

I [地震対応]

1 登校前に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

登校前に市域で震度5弱以上の地震が起こった場合には、学校は「臨時休校」になります。児童の登校を控えさせてください。

2 児童の在校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

(1) 原則、直ちに授業を打ち切ります。児童の初期安全を確保した後、安全な場所に避難誘導し、保護者等引取り人が学校に引き取りに来るまで学校で預かり（留め置き）します。

(2) “市域に震度5弱以上の地震”の情報を受けて、保護者等引取り人は自主的に引き取りに向かってもいいですが、学校からは念のため引き取りの依頼や保護状況等を学校メール、災害用伝言ダイヤル、学校ホームページ（以下で「学校メール等」という）及び音声電話など、可能な範囲の手段で情報発信します。

(3) 学校留め置きが長時間に及ぶ場合、飲料水は非常用飲料水貯水槽からの汲み上げ水を、食料は防災用備蓄食料（アルファ一米、おかゆ等）を、また、毛布等が必要な場合は防災備蓄倉庫に保管のものを利用します。

3 児童の登下校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

(1) 登校時に発生した場合には、原則として児童はそのまま登校することとし、その後は在校時の発生と同様に引き取りが行われるまで留め置きます。

(2) 下校途中の発生においては、原則として児童はそのまま下校して、あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難することとします。地震発生時に校内に残っている児童は引き取りが行われるまで留め置きます。

5 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨

特別な対応はありませんが、不十分な情報には、情報の内容・趣旨について説明する必要があります。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警

(1) 登下校・授業中に発表されたとき

不十分な情報により児童に不安が生じるなど、担任、授業担当などが説明する必要がある場合は、情報収集・連絡体制の確認、模地震発生後の災害応急対策の確認等を事前に確認し、地震が発生した場合に集合解散場所から行事の実施場所までの

(2) 校外学習中に発表されたとき

6 大規模地震にあたらない地震発生時の対応

(1) 大規模地震にあたらない地震でも、被害その際には、保護者に学校メール等で知らせる。

(2) 次のような場合は、大規模地震発生時

ます。この場合にも学校メール等で保護者に知らせる。

①自校周辺の鉄道等の運行状況を確認

②学校及び周辺の地域が停電となっていないと判断される場合

Ⅱ [風水害対応]

1 前日に荒天（台風接近等）が予測される場合

- (1) 台風等で前日から次の日の荒天が予測される場合には、教育委員会教育指導課との協議により前日の段階で翌日の措置を判断するよう努めます。
- (2) 措置は可能であれば文書で発信し、併せて学校メール等で情報提供します。また、文書が間に合わない場合には学校メール等で保護者に伝えます。

2 前日に予想できず、登校前に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 座間市に朝 6 時以降に警報が出されている場合には、特段の連絡がなくても児童は「自宅待機」します。
- (2) その後の措置（「時間を遅らせての始業」や「臨時休業」）については、教育委員会教育指導課との協議により下した判断を学校メール等で保護者に伝えます。

3 児童の在校時に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 児童の在校時に「警報」等が出され、下校対策を考慮する必要がある場合には、教育委員会教育指導課との協議に基づいて次のように判断・措置します。
 - ① 下校完了まで風が強くなると予測される場合には「一斉下校」とします。
 - ② 下校時に風雨が強まると予測される場合には「地区別集団下校」とします。
 - ③ 通学路の状況等により児童だけの下校が不可能な場合には、風雨が弱まるまで学校で待機させます。待機が 17 時を過ぎる場合には保護者への引き渡しとします。
- (2) 措置内容については学校メール等で保護者に伝えます。

4 「警報」が出されているときの校外学習の扱い

- (1) 遠足、体験学習などは原則として延期・中止としますが、目的地に警報が出ておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、実施する場合があります。
- (2) 修学旅行は原則実施し、現地の状況に合わせて行程を調整します。ただし、交通機関や宿泊施設の使用不能など特別な場合は中止もあります。

Ⅲ 市内に「雷注意報」が発表された場合の対応

3 児童が下校時の場合

下校時刻を変更する場合は、学校メールで通学路の状況等により、必要と判断した場合を行います。

Ⅳ [地震や風水害時の出欠席の扱い]

- (1) 学校が臨時休業となったときは授業日として在校した児童は通常の「出席」です。
- (2) 学校が登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げを行った場合は、その日の出席を要しない日となります。また、登校時刻の変更は、事前に保護者に連絡を要します。
- (3) 周辺地域の状況を見て家庭の判断で休ませる場合は、その日の出席を要しない日となります。

Ⅴ [家庭での情報の受発信]

1 気象情報発表状況の確認方法

- 地上デジタル放送受信中にデータ放送が受け取れる場合は、受信機で受信したデータ放送の画面を確認します。
- NNT の「177」では、電話をかけた後、音声で気象情報を受信します。
- 気象庁のホームページ (<http://www.jma.go.jp/fc/cmap/reports/>) から気象情報を受信します。
- 気象警報・注意報→地図上の神奈川県から確認します。

2 「災害用伝言ダイヤル」を使った学校からの連絡方法

- 災害用伝言ダイヤルを聞く方法

「1711」→「2」→「046-0-XXXX」